



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
6月9日  
第417号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
解除予定保安林の通知(森林保全課).....	1
滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る生産品売払代金の徴収事務の委託(みらいの農業振興課).....	1
○ 公 告	
令和6年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告(医療政策課).....	2
一般競争入札の公告(税政課、警察本部会計課).....	5
落札者決定の公告(下水道課).....	8
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告(東近江).....	9
土地改良区定款変更認可公告(東近江).....	10
○ 公安委員会告示	
滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定(地域課).....	10
○ 正 誤	
※令和5年3月28日付け第396号滋賀県規則第19号中.....	16

## 告 示

### 滋賀県告示第260号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年6月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 解除に係る保安林の所在場所 野洲市大篠原字山田218-3、字天徳2482-2、2482-3、2483-2
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

### 滋賀県告示第261号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年6月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 解除に係る保安林の所在場所 野洲市小篠原字砂山田中山535-2、字山脇537-5
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

### 滋賀県告示第262号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年6月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 全国農業協同組合連合会滋賀県本部 大津市京町四丁目3番38号
- 2 委託事務の内容 滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る生産品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

## 公 告

## 令和6年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告

令和6年度滋賀県立総合保健専門学校学生を次のとおり募集する。

令和5年6月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 一般試験

## (1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	一 般 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち約40パーセント
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち約20パーセント

## (2) 修学年限

課 程	学 科	修 業 年 限
看護専門課程	看護学科	3年
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	3年

## (3) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者（令和6年3月卒業見込みの者を含む。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの（令和6年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者である。

(ア) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(ロ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(ハ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者

(ニ) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(ホ) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

(ヘ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

(コ) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの（事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。）

## (4) 出願手続

ア 受付期間は令和5年11月22日(水)から令和5年11月30日(木)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）とし、受付時間は8時30分から17時までとする。

郵送の場合は、令和5年11月30日(木)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(5)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料9,800円（本校受付の場合は現金または郵便為替、郵送の場合は郵便為替とすること。）を添えて、滋賀県立総合保健専門学校（〒524-0022 守山市守山五丁目4-10）に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

- ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書または卒業見込証明書
- オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの
- カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)
- キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	国語総合、数学Ⅰ・数学Aおよびコミュニケーション英語Ⅰ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	国語総合、数学Ⅰおよび小論文

注 国語総合については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和5年10月13日(金)17時までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和5年 12月27日 (水)	看護学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ・ 数 学 A	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 英 語 Ⅰ	適 性 検 査
	歯科衛生学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ	小 論 文	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和6年1月29日(月)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(10) 二次募集 入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、別途二次募集を行うことがある。

(11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 社会人試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	社 会 人 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち約10パーセント
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち約20パーセント

(2) 出願資格 1(3)アまたはイのいずれかに該当する者で、卒業後県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる満22歳以上(令和6年4月1日現在)のものとする。

(3) 出願手続

ア 受付期間は令和5年10月5日(木)から令和5年10月12日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時までとする。

郵送の場合は、令和5年10月12日(木)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(4)に掲げる出願書類および入学考査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(4) 出願書類

- ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書
- オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの
- カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)
- キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(5) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(6) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	数学Ⅰおよび小論文
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	

イ 適性検査

(7) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目			
		9:00～9:30	10:00～10:50	11:10～12:00	12:20～13:00
令和5年 11月4日 (土)	看護学科	受 付	小 論 文	数 学 Ⅰ	適 性 検 査
	歯科衛生学科				

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和5年11月29日(水)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和5年9月1日(金)17時までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 推薦試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	推 薦 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち約50パーセント
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち約60パーセント

(2) 出願資格および推薦要件 推薦入学を出願できる資格を有する者は、次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、現に在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。

ア 令和6年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 専願である者

ウ 卒業後、県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる者

エ 県内に住所を有する者

(3) 推薦人員 看護学科・歯科衛生学科 特に定めない。

(4) 出願手続

ア 受付期間は令和5年10月5日(木)から令和5年10月12日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時までとする。

郵送の場合は、令和5年10月12日(木)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(5)に掲げる出願書類および入学審査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書

オ 推薦書(所定の用紙により、出身の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)

カ 可否通知書送付用宛名票(所定の用紙)

キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	国語総合、数学Ⅰ・数学Aおよびコミュニケーション英語Ⅰ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	国語総合、数学Ⅰおよび小論文

注 国語総合については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和5年 11月2日(木)	看護学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ・ 数 学 A	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 英 語 Ⅰ	適 性 検 査
	歯科衛生学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ	小 論 文	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和5年11月29日(水)に本人に通知するとともに、推薦者宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

-----  
一般競争入札の公告

令和5年度から令和10年度までにおける地方税ポータルシステムASPサービス導入および提供業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年6月9日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 地方税ポータルシステムASPサービス導入および提供業務 一式
- (2) 業務の内容等 入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和10年12月31日(日)まで
- (4) 履行場所 入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に従って認定した者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書(2(4)および2(5)に掲げる資格を有することを証する書類)

(2) 提出期限 令和5年7月14日(金)17時

(3) 提出場所 滋賀県総務部税政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3217

4 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問合せ先および入札書の提出場所 滋賀県総務部税政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3217

(2) 契約条項を示す期間 令和5年6月9日(金)から令和5年7月21日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合は、送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時および場所 入札の内容説明は入札説明書等により行うこととし、入札説明会は行わない。

(5) 質問および回答の方法等 入札説明書等による。

(6) 入札書の受領期間 令和5年7月3日(月)から令和5年7月21日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで。郵送または持参により(1)に示す場所へ提出すること。郵送による場合は、書留郵便によりこの受領期間内に滋賀県総務部税政課に到着させること。また、送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和5年7月24日(月)10時 滋賀県庁新館7階システム設計室1A(大津市京町四丁目1番1号)

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented : Setting up, hosting and maintaining the eLTAX local tax systems
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, July 21, 2023
- (3) For further information, contact : Tax Policy Division, Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3217

### 一般競争入札の公告

滋賀県警察本部反則金管理システム機器の借入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年6月9日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察本部反則金管理システム機器(搬入設置作業および保守を含む。)一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年1月1日(月)から令和11年12月31日(月)まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品の供給等を行う体制が整備されている者であること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書
- (2) 提出期間 令和5年6月30日(金)午前9時から同年7月7日(金)午後3時まで
- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

#### 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2234)

- (2) 契約条項を示す期間 令和5年6月9日(金)から同年7月20日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和5年7月20日(木)午後5時まで
- (6) 入札書の提出方法
  - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
  - イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
  - ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和5年7月21日(金)午前10時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

## 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は、総貸賃借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

## 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 7 契約書の作成の要否 要

## 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

## 11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

## 12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented : Shiga prefectural police penalty management system equipment, 1 set (Including the carry-installation work and maintenance)
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, July 20, 2023
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2234)

---

## 落札者決定の公告



特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年6月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和5年度琵琶湖流域下水道高島浄化センター汚泥収集運搬業務および処分業務委託(その2) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和5年4月27日(木)
- 4 落札者の氏名および住所  
収集運搬・処分 三重中央開発株式会社 代表取締役 平井俊文 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
- 5 落札金額(消費税および地方消費税込み)  
収集運搬・処分 34,100円/t
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年3月24日(金)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、愛東土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年6月9日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	中西耕	東近江市平尾町556番地2
〃	脇坂清和	同 市園町1032番地2
〃	丸山茂	同 市大覚寺町144番地
〃	野田良雄	同 市大林町588番地
〃	中澤忠嗣	同 市下中野町694番地
〃	中嶋忠治	同 市上中野町984番地1
〃	藤澤徹	同 市上山町558番地2
〃	山本孝藏	同 市百済寺本町1401番地2
〃	吉岡善次	同 市北坂町693番地
〃	藤田十次男	同 市百済寺町295番地
〃	西川重市郎	同 市池之尻町154番地
〃	植田駒治	同 市愛東外町717番地
〃	太田健	同 市小倉町1939番地
〃	北邑耕一	同 市青山町587番地
〃	田中隆司	同 市曾根町995番地
〃	奥村昇	同 市妹町519番地
〃	中村正男	同 市中戸町467番地
〃	辻重昭	同 市上岸本町731番地
〃	小倉吉弘	同 所747番地
〃	松井正実	同 市梅林町339番地
監事	木村太津男	同 市平尾町572番地
〃	植田久米治	同 市池之尻町292番地
〃	横田和彦	同 市曾根町956番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	中西耕	東近江市平尾町556番地2
〃	廣田清孝	同 市園町966番地
〃	中嶋伸次	同 市大覚寺町435番地
〃	片岡孝一	同 市大林町624番地
〃	中嶋文夫	同 市上中野町402番地
〃	真野昭一	同 市下中野町333番地
〃	藤澤徹	同 市上山町558番地2
〃	山本長夫	同 市百済寺本町511番地
〃	吉岡善次	同 市北坂町693番地
〃	藤田十次男	同 市百済寺町295番地
〃	西川重市郎	同 市池之尻町154番地
〃	植田駒治	同 市愛東外町717番地
〃	吉川亮三	同 市小倉町1911番地
〃	川副芳治	同 市青山町962番地
〃	中村努	同 市曾根町940番地
〃	田村光徳	同 市妹町690番地1
〃	中村哲也	同 市中戸町436番地
〃	森久司	同 市上岸本町711番地1
〃	小倉成彦	同 所750番地
〃	松井正実	同 市梅林町339番地
監事	中嶋勝男	同 市上中野町852番地
〃	藤澤喜代幸	同 市上山町940番地1
〃	池田清	同 市愛東外町745番地
〃	澤居市次	同 市小田苅町992番地

-----  
**土地改良区定款変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、愛東土地改良区の定款の変更は、令和5年5月30日に認可した。

令和5年6月9日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

-----  
**土地改良区定款変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、五個荘土地改良区の定款の変更は、令和5年5月30日に認可した。

令和5年6月9日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

**公安委員会告示**

**滋賀県公安委員会告示第59号**

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第17条の2第1項の規定により、水泳場保安水域を次のとおり指定する。

令和5年6月9日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

水泳に供する 水域の所在地	水泳場保安水域に指定する水域	期間
------------------	----------------	----

<p>近江八幡市沖島町宮ヶ浜地先琵琶湖沿岸(宮ヶ浜水泳場)</p>	<p>次のア、イおよびウの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 近江八幡市沖島町宮ヶ浜にある休暇村近江八幡西館建物の北東角                  ア 基点から真方位297度125メートルの地点                  イ 基点から真方位316度161メートルの地点                  ウ 基点から真方位55度292メートルの地点</p>	<p>令和5年7月15日から同年8月27日まで</p>
<p>米原市宇賀野から長沢まで地先琵琶湖沿岸(OUMI WA VE)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 米原市宇賀野1507番1にある物産交流館さざなみ建物の北西角                  ア 基点から真方位353度173メートルの地点                  イ 基点から真方位335度189メートルの地点                  ウ 基点から真方位294度131メートルの地点                  エ 基点から真方位312度80メートルの地点</p>	<p>令和5年7月15日から同年9月24日まで</p>
<p>高島市マキノ町西浜763番地1地先琵琶湖沿岸(マキノサニービーチ・高木浜オートキャンプ場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 高島市マキノ町西浜763番地1にあるマキノサニービーチ高木浜管理棟建物の東角                  ア 基点から真方位57度163メートルの地点                  イ 基点から真方位78度196メートルの地点                  ウ 基点から真方位188度246メートルの地点                  エ 基点から真方位207度216メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>高島市マキノ町西浜763番地2地先琵琶湖沿岸(奥琵琶湖マキノグランドパークホテル)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 高島市マキノ町西浜763番地2にある奥琵琶湖マキノグランドパークホテル建物の南角                  ア 基点から真方位41度126メートルの地点                  イ 基点から真方位65度145メートルの地点                  ウ 基点から真方位128度162メートルの地点                  エ 基点から真方位154度101メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>高島市マキノ町知内1992番地1および同2018番地1地先琵琶湖沿岸(マキノサニービーチ知内浜オートキャンプ場)</p>	<p>次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 高島市マキノ町西浜763番地2にある奥琵琶湖マキノグランドパークホテル建物の南角                  ア 基点から真方位47度90メートルの地点                  イ 基点から真方位65度145メートルの地点                  ウ 基点から真方位128度162メートルの地点                  エ 基点から真方位159度422メートルの地点                  オ 基点から真方位172度399メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年8月31日まで</p>
	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 高島市マキノ町知内2010番地1にある知内浜オートキャンプ場知内浜サービスセンター建物の南角                  ア 基点から真方位151度190メートルの地点                  イ 基点から真方位157度230メートルの地点                  ウ 基点から真方位193度217メートルの地点                  エ 基点から真方位198度159メートルの地点</p>	
<p>高島市今津町浜分7番地地先琵琶湖沿岸</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p>	<p>令和5年7月12日から同年8月20日</p>

(今津浜水泳場)	<p>基点 高島市今津町浜分にある主要地方道海津今津線三人川橋の南東角</p> <p>ア 基点から真方位130度60メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位95度195メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位144度411メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位165度346メートルの地点</p>	まで
高島市今津町今津13番地地先琵琶湖沿岸(南浜学童水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市今津町中沼二丁目4番地にある滋賀県高島警察署建物の南東角</p> <p>ア 基点から真方位150度157メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位135度220メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位151度278メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位166度232メートルの地点</p>	令和5年7月24日から同年8月10日まで
高島市新旭町藁園字四反田336番地地先琵琶湖沿岸(風車村水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市新旭町深溝にある藤本太郎兵衛像の南東角</p> <p>ア 基点から真方位155度111メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位140度120メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位151度216メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位159度211メートルの地点</p>	令和5年7月20日から同年9月30日まで
高島市安曇川町北船木2981番地地先琵琶湖沿岸(滋賀県立びわ湖こどもの国)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市安曇川町北船木2981番地にある滋賀県立びわ湖こどもの国敷地内にある藤棚の南角</p> <p>ア 基点から真方位41度147メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位71度193メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位156度161メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位192度101メートルの地点</p>	令和5年7月15日から同年8月31日まで
高島市安曇川町下小川地先琵琶湖沿岸(近江白浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域ならびにオ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市安曇川町下小川2568番地にあるピラ白浜敷地の南西角</p> <p>ア 基点から真方位136度103メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位164度148メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位229度157メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位274度104メートルの地点</p> <p>オ 基点から真方位273度132メートルの地点</p> <p>カ 基点から真方位235度179メートルの地点</p> <p>キ 基点から真方位264度682メートルの地点</p> <p>ク 基点から真方位272度664メートルの地点</p>	令和5年7月6日から同年8月31日まで
高島市鶴川1091番地地先琵琶湖沿岸(白ひげビーチ)	<p>次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市鶴川1091番地にある白ひげビーチ事務所建物の北西角</p> <p>ア 基点から真方位11度228メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位38度282メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位100度164メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位160度196メートルの地点</p>	令和5年6月26日から同年9月3日まで

	<p>オ 基点から真方位176度129メートルの地点</p> <p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市鶴川1091番地にある白ひげビーチ事務所建物の北西角</p> <p>ア 基点から真方位11度228メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位36度269メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位81度211メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位81度84メートルの地点</p>	<p>令和5年9月4日から同年9月25日まで</p>
<p>大津市北小松鶴川1番地地先琵琶湖沿岸(京都復活教会水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北小松20番地の8にある湖邸滋びわこクラブ建物の南東角</p> <p>ア 基点から真方位89度140メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位118度227メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位167度147メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位214度36メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市北小松鶴川102番地の2地先琵琶湖沿岸(サンタワーマリーナ水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北小松83番地の2にある住宅建物の南西角</p> <p>ア 基点から真方位219度37メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位174度102メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位211度173メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位238度144メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年9月15日まで</p>
<p>大津市北小松954番地の1地先琵琶湖沿岸(北小松北浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北小松にある養魚池ポンプ室建物の北東角</p> <p>ア 基点から真方位35度75メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位85度131メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位174度189メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位206度155メートルの地点</p>	<p>令和5年7月8日から同年9月2日まで</p>
<p>大津市北小松1017番地の1地先琵琶湖沿岸(北小松南浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北小松1017番地の1にある北小松区営小松浜水泳場南浜事務所建物の南東角</p> <p>ア 基点から真方位30度239メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位53度259メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位143度112メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位170度58メートルの地点</p>	<p>令和5年7月8日から同年9月2日まで</p>
<p>大津市南小松1088番地から同19番地の3まで地先琵琶湖沿岸(近江舞子北浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市南小松にある月見浜石碑の東角</p> <p>ア 基点から真方位15度256メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位41度245メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位46度157メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位120度130メートルの地点</p> <p>オ 基点から真方位174度412メートルの地点</p> <p>カ 基点から真方位186度469メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年9月18日まで</p>
<p>大津市南小松1095番地地先琵琶湖沿岸</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クおよびケの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p>	<p>令和5年7月1日から同年9月18日</p>

(近江舞子中浜水泳場)	基点1 大津市南小松にある南小松港南側堤防の西角 基点2 大津市南小松にある雄松崎石碑の南東角 ア 基点1から真方位90度23メートルの地点 イ 基点1から真方位74度93メートルの地点 ウ 基点1から真方位124度190メートルの地点 エ 基点1から真方位134度338メートルの地点 オ 基点2から真方位24度178メートルの地点 カ 基点2から真方位65度128メートルの地点 キ 基点2から真方位105度125メートルの地点 ク 基点2から真方位173度208メートルの地点 ケ 基点2から真方位189度108メートルの地点	まで
大津市南小松1095番地の20地先琵琶湖沿岸(近江舞子南浜水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市南小松1095番地にある雄松館建物の南西角 ア 基点から真方位102度71メートルの地点 イ 基点から真方位156度159メートルの地点 ウ 基点から真方位221度365メートルの地点 エ 基点から真方位235度311メートルの地点	令和5年7月1日から同年9月18日まで
大津市北比良242番地先琵琶湖沿岸(比良レークハウス)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北比良242番地にある比良レークハウス建物の東角 ア 基点から真方位68度142メートルの地点 イ 基点から真方位100度186メートルの地点 ウ 基点から真方位154度125メートルの地点 エ 基点から真方位175度27メートルの地点	令和5年6月26日から同年9月15日まで
大津市南比良361番地先琵琶湖沿岸(南比良水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市南比良361番地にある住宅敷地の南東角 ア 基点から真方位55度76メートルの地点 イ 基点から真方位98度140メートルの地点 ウ 基点から真方位182度197メートルの地点 エ 基点から真方位212度157メートルの地点	令和5年7月1日から同年8月31日まで
大津市大物189番地から同210番地まで地先琵琶湖沿岸(大物地区水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物にある大物ポンプ小屋建物の東角 ア 基点から真方位56度35メートルの地点 イ 基点から真方位98度123メートルの地点 ウ 基点から真方位136度132メートルの地点 エ 基点から真方位182度59メートルの地点	令和5年7月1日から同年8月31日まで
大津市大物218番地の5地先琵琶湖沿岸(大地協セツルの家)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位30度165メートルの地点 イ 基点から真方位58度207メートルの地点 ウ 基点から真方位71度163メートルの地点 エ 基点から真方位34度105メートルの地点	令和5年7月1日から同年8月31日まで
大津市大物青柳660番地先琵琶湖沿岸(青柳浜キャンプ場)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位39度81メートルの地点	令和5年7月1日から同年8月31日まで

	<p>イ 基点から真方位79度148メートルの地点                  ウ 基点から真方位117度170メートルの地点                  エ 基点から真方位137度250メートルの地点                  オ 基点から真方位165度201メートルの地点</p>	
<p>大津市大物青柳640番地の2地先琵琶湖沿岸(VIWAKO GLASTAR)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角                  ア 基点から真方位150度77メートルの地点                  イ 基点から真方位117度170メートルの地点                  ウ 基点から真方位146度334メートルの地点                  エ 基点から真方位167度288メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年8月31日まで</p>
	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角                  ア 基点から真方位150度77メートルの地点                  イ 基点から真方位118度160メートルの地点                  ウ 基点から真方位148度329メートルの地点                  エ 基点から真方位167度288メートルの地点</p>	<p>令和5年9月1日から同年9月30日まで</p>
<p>大津市荒川松の浦地先琵琶湖沿岸(松の浦水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市荒川392番地にある松の浦キャンプ場事務所建物の東角                  ア 基点から真方位67度431メートルの地点                  イ 基点から真方位80度412メートルの地点                  ウ 基点から真方位80度306メートルの地点                  エ 基点から真方位86度197メートルの地点                  オ 基点から真方位118度114メートルの地点                  カ 基点から真方位180度154メートルの地点                  キ 基点から真方位201度385メートルの地点                  ク 基点から真方位213度384メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年9月20日まで</p>
<p>大津市八屋戸122番地の1地先琵琶湖沿岸(守山子供会水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市八屋戸にある守山子供会脱衣所建物の北東角                  ア 基点から真方位19度116メートルの地点                  イ 基点から真方位67度175メートルの地点                  ウ 基点から真方位137度150メートルの地点                  エ 基点から真方位198度73メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市和邇中浜19番地地先琵琶湖沿岸(和邇中浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市和邇中浜22番地にある住宅敷地の南東角                  ア 基点から真方位341度91メートルの地点                  イ 基点から真方位18度156メートルの地点                  ウ 基点から真方位97度188メートルの地点                  エ 基点から真方位128度140メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市和邇南浜1番地から同127番地まで地先琵琶湖沿岸(新和邇浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市和邇南浜117番地にある慶専寺敷地の北東角                  ア 基点から真方位327度222メートルの地点                  イ 基点から真方位359度281メートルの地点                  ウ 基点から真方位97度289メートルの地点</p>	<p>令和5年7月1日から同年8月31日まで</p>

大津市和邇南浜233番地の1から同403番地の33まで地先琵琶湖沿岸(和邇浜水泳場)	エ 基点から真方位127度215メートルの地点 次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域ならびにオ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市和邇南浜403番地先にある和邇岬石碑の東角 ア 基点から真方位306度475メートルの地点 イ 基点から真方位319度477メートルの地点 ウ 基点から真方位332度164メートルの地点 エ 基点から真方位296度160メートルの地点 オ 基点から真方位296度82メートルの地点 カ 基点から真方位1度122メートルの地点 キ 基点から真方位55度164メートルの地点 ク 基点から真方位81度59メートルの地点	令和5年7月1日から同年8月31日まで
大津市真野五丁目字東浦1458番から今堅田三丁目字柳原1202番まで地先琵琶湖沿岸(真野浜水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市今堅田三丁目24番7号にある国民宿舎ビューロッジ琵琶建物の東角 ア 基点から真方位327度293メートルの地点 イ 基点から真方位346度324メートルの地点 ウ 基点から真方位113度309メートルの地点 エ 基点から真方位135度277メートルの地点	令和5年7月1日から同年8月31日まで

正 誤

令和5年3月28日付け第396号滋賀県規則第19号中

ページ	行	誤	正
26	4	法第103条第6項	法第100条の3第6項